

# 「逗子市在宅介護支援センター条例を廃止する条例（案）」に対する意見を募集しています

平成13年度に保健センター内に設置した基幹型在宅介護支援センターの設置及び管理等について必要な事項を定めた逗子市在宅介護支援センター条例を廃止します。

このことにつきまして、皆様の意見を広く募集します。

## 1 募集期間

平成26年12月12日（金）から平成27年1月19日（月）まで（必着）

## 2 閲覧方法

### （1）市ホームページ

(<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/kourei/zaishipubcomme.html>)

### （2）次の場所で閲覧

介護保険課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福祉会館、高齢者センター、青少年会館、体験型学習施設、小坪公民館、沼間公民館、図書館

## 3 意見提出方法

任意の様式に「在宅介護支援センター条例廃止への意見」と明記し、住所、氏名、意見を記載し、ファクス、Eメール（添付ファイル不可）、郵送により、又は直接介護保険課へ提出してください。

## 4 概要

別紙1 逗子市在宅介護支援センター条例の廃止について（概要）

## 5 条例案等

（1）別紙2 逗子市在宅介護支援センター条例を廃止する条例（案）

（2）別紙3 <参考>逗子市在宅介護支援センター条例

## 6 その他

（1）この条例案は、パブリックコメント実施後、逗子市議会に提案し、平成27年4月1日の施行を予定しています。

（2）皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考えとともに、後日ホームページで公表します。個々のご意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 7 意見提出先・問い合わせ先

逗子市福祉部介護保険課高齢福祉係

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話：046-873-1111（内線252） ファクス：046-873-4520

Eメール：koureifukusi@city.zushi.kanagawa.jp

## 逗子市在宅介護支援センター条例の廃止について（概要）

平成 13 年度に逗子市保健センター内に設置した基幹型在宅介護支援センターの設置及び管理等について必要な事項を定めた逗子市在宅介護支援センター条例を廃止します。

### ■基幹型在宅介護支援センターとは

在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じて、介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービス（介護保険を含む。）が総合的に受けられるよう、関係行政機関、サービス実施機関その他関係機関相互の連絡調整等を行うことにより、高齢者の福祉向上を図ることを目的として、平成 13 年度に保健センター内に設置したものです。

### ■廃止までの経緯

平成 18 年度の介護保険制度改正等に伴い、地域包括支援センターを市内 2 か所に設置したことに伴い、基幹型在宅介護支援センターの業務を地域包括支援センター及び市介護保険課に移行し、当該スペースは介護用品の展示等を行っていました。

今般、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備を踏まえ、基幹型在宅介護支援センター及び地域型在宅介護支援センター（市内 2 か所の特別養護老人ホームに委託）のあり方について検討した結果、当該機能については地域包括支援センターに統合することが合理的であると判断したものです。

### ■今後の展開

保健センター内に設置している基幹型在宅介護支援センターは、市内 3 か所目の地域包括支援センターに転用し、地域の高齢者の総合相談活動拠点として利用していきます。

逗子市在宅介護支援センター条例を廃止する条例（案）

逗子市在宅介護支援センター条例（平成 12 年逗子市条例第 26 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

逗子市在宅介護支援センター条例

平成12年12月21日

逗子市条例第26号

(目的及び設置)

第1条 この条例は、在宅の要援護高齢者若しくは要援護となるおそれのある高齢者又はその家族等に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービス（介護保険を含む。）が総合的に受けられるよう関係行政機関、サービス実施機関その他関係機関相互の連絡調整等を行うことにより、高齢者の福祉向上を図ることを目的として、逗子市在宅介護支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その管理等について必要な事項を定める。

(位置)

第2条 センターの位置は、逗子市池子字棧敷戸1892番地6とする。

(職員)

第3条 センターに必要な職員を置く。

(使用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を拒否し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第5条 センターを使用する者は、故意又は重大な過失により、施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従いこれを賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理等について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。